



マイナンバー制度が始まりました

平成27年10月5日からマイナンバー制度が開始されました。

マイナンバーは、住民票を有するすべての人に、1人1つの12桁の番号が付番され、社会保障・税・災害対策の分野で活用します。制度の効果、通知カード・個人番号カードについて、そして今後利用するための手続きについて説明します。

マイナンバー制度についてのご理解、ご協力をお願いします。

問 総務部市民課 ☎ 67-1816

マイナンバー制度で期待される3つの効果！

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を免れることや不正受給の防止に役立ちます。

国民の利便性の向上

今まで住民票や所得証明等を添付して行っていた福祉の行政手続きで、一部の事務での提出が不要となります。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体が行う、様々な情報の照合や入力などに要していた時間が省略され事務が効率化されます。

通知カード・個人番号カードについて

通知カード

- 平成27年10月以降順次各世帯ごとに「通知カード」及び「個人番号カード申請書」が簡易書留で送付されます。
- 「通知カード」には個人のマイナンバーが記載されており、平成28年1月以降にマイナンバーを利用する手続きの際に、本人確認書類と共に提示する必要があります。

▼通知カードイメージ



個人番号カード

- 「個人番号カード申請書」に必要事項を記入し、顔写真を添付して郵送することで申請できます。
- 「個人番号カード申請書」に記載されているIDを使用してWeb申請もできます。
- 個人番号カードの交付は平成28年1月から始まります。なお初回の手数料は無料です。
- 個人番号カードは公的な身分証明書になる他、電子証明書を利用したe-Taxもできます。

▼個人番号カードイメージ



個人番号カードの受け取りを予約することができます!!

- 市から申請者にカードの受け取り場所や、注意事項を書いた「個人番号カード照会書」を送付します。カードの受け取りには時間がかかりますので、書類到着後に受取日を予約されてから、市役所市民課または、各振興事務所へお越しいただくと便利です。
- 予約なしでも受け取りはできますが、予約なしで来庁された場合は、しばらくお待ちいただくこともあります。
- 個人番号カードの交付には、暗証番号の設定などで20分～30分程度お時間をいただきますので、ご了承ください。

平成 28 年 1 月からのマイナンバー制度について

平成 28 年 1 月から、福祉・税等の窓口手続きの際にはマイナンバーの提示が必要となります。



マイナンバーを利用する手続きの際には

本人確認書類



番号確認書類

本人確認書類とは？

本人確認書類とは申請者が本人であることを確認する書類です。

1点確認書類 写真付で公的機関から発行された証明書は1点で本人確認できます。

例：個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等

2点確認書類 写真付でない証明書は2点で本人確認を行います。

例：健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金証書、年金手帳、学生証等

番号確認書類とは？

番号確認書類とは手続きの申請者のマイナンバーを確認する書類です。

例：個人番号カード、通知カード、マイナンバー記載の住民票等

代理申請の場合は？

代理で手続きを行う場合は、代理人の本人確認書類の他、基本的には「申請者の委任状」と「申請者の番号確認書類のコピー」が必要になります。

※代理人申請の条件は事務により異なりますので担当課へお問い合わせください。

マイナンバーを利用する主な手続き

福祉分野

< 児童家庭課 > ☎67-1817

- ・児童手当、児童扶養手当申請
- ・保育園入園申し込み

< 社会福祉課 > ☎67-1811

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳申請

< 保険年金課 > ☎67-1822

- ・国民健康保険、後期高齢者医療届出申請

税分野

< 税務課 > ☎67-1837

- ・個人、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の減免申請
- ・各税諸証明申請

< 健康課 > ☎67-1834

- ・妊娠の届出
- ・養育医療申請

< 高齢福祉課 > ☎67-1807

- ・要介護認定申請

< 都市住宅課 > ☎67-1814

- ・市営住宅入居申し込み

詐欺に注意！

マイナンバー制度で、電話で個人情報を聞き出したり、訪問して口座や資産の情報を聞くことは絶対にありません！

お配りしている広報誌等の記事をしっかりと読んで、どんな時にマイナンバーを使うのかを確認しておきましょう。また、情報を提供する時には、提供する相手と利用目的を必ず確認するようにしてください。

